

6-1 使用した化学物質の廃棄

熊本大学の排水は下水道法(一部は水質汚濁防止法)、熊本県地下水保全条例に従っています。実験で使った器具に付着した化学物質はそのまま実験用シンク(流し)に流すことはできません。実験廃液の貯留スキーム(巻末の参考資料6)に従って分類し、廃液タンクに貯留してください。器具は洗浄マニュアル(巻末の参考資料5)に従って洗浄して下さい。

【事件事例】

・オイルバスのオイルを水と勘違いして排水口に廃棄した。安全が確認されるまでの5日間建物の給水が停止された。